

小規模飲食店等(鹿児島市内)の

消火器の設置・保守管理を行います

消防法の改正により、2019年10月1日から、火を使用する全ての飲食店等に消火器の設置が義務づけられました。

当協会の会員が消防法に基づく下記の業務を行います。

- ・ 蓄圧式10型消火器設置
- ・ 設置に伴う消防署への書類提出（初回のみ）
- ・ 1年に2回の消火器点検
- ・ 1年に1回、管轄消防署へ点検結果報告書の提出

設置・点検保守業者

鹿児島市内の当協会の会員で点検済表示登録会員

消火器・消防署への届け出・保守管理の料金（税別）

蓄圧式ABC10型消火器	6,500円（5年で更新）
設置時、消防署への書類提出	10,000円（初回のみ）
保守点検（機器点検）	10,000円（5,000円×2回）

（年2回点検を行い、1回は管轄消防署へ点検結果報告書を提出します）

※契約ご希望の方は、当協会にFAXでご連絡ください。

（平成31年1月7日から受け付けます）



点検後、協会が交付するラベルを貼付します

一般社団法人鹿児島県消防設備安全協会

892-0854 鹿児島市長田町1-16 NSビル3階

電話 099-226-1780 FAX 099-226-1812

ホームページ: <http://syoubounet.jp/kagoshima/>

FAX 送信表

《平成31年1月7日から受付ます》

一般社団法人 鹿児島県消防設備安全協会 宛て

FAX 099-226-1812

件名 消火器の設置・保守管理依頼について

事業所名・店舗名		
〒 住 所	〒	
代表者・担当者	代表者 担当者	
電話番号		
FAX 番号		
飲食店の形態		例：ファミレス ラーメン店
消火器（有無）	有（製造年 年） ・ 無	
消防署への届出	【 】消火器有り、届出のみ必要	

連絡事項欄

問合せ先 一般社団法人 鹿児島県消防設備安全協会

電 話 099-226-1780

担当者 南 正人